

下関市総合計画
後期基本計画
2011-2014
SHIMONOSEKI CITY
MASTER PLAN 2011-2014



下関市総合計画 後期基本計画 ●平成23年3月

■発行／下関市
■編集／下関市総合政策部企画課
〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 TEL.083-231-1911 FAX.083-232-9569
<http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp>
E-mail : sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

 この印刷物は環境にやさしい再生紙を使用しています。  この印刷物は環境にやさしい植物性大豆油インクを使用しています。

下関市

1. 総合計画後期基本計画とは

目次

1. 総合計画後期基本計画とは
2. 計画策定の背景
3. 「元気な下関」実現のための6つの重点プロジェクト
4. 基本構想

下関市民憲章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任をもって、互いに心を寄せあい、新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

わたしたちは、**し** 自然の恵みを大切にします。

わたしたちは、**も** 燃え立つ心を大切にします。

わたしたちは、**の** 伸びゆく力を大切にします。

わたしたちは、**せ** 先人の訓えを大切にします。

わたしたちは、**き** 協働の営みを大切にします。



市の花 ハマユウ 市の花木 ツツジ 市の魚 フク
市の木 クスノキ 市の花木 サクラ 市の虫 ホタル

はじめに

本市では、平成19年度に合併後の新しいまちづくりに向け「下関市総合計画・前期基本計画」を策定し、基本構想に定める将来都市像「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現に向け施策を展開してまいりました。

本計画が動き出してから4年が経過し、前期基本計画の期間終了を迎えることから、このたび、後期4年間の計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。この計画は、平成23年度から平成26年度における本市行政の方向を示す道標となるものです。

本計画の策定にあたっては、市政運営の基本である「市民起点」「地域内分権」の考えのもと、合併後のまちづくりに対する市民の皆様への期待に応えるため、市民アンケート調査、地区別まちづくりワークショップ、市民会議、パブリックコメントなどを実施し、市民の皆様からの多様なご意見を計画に反映させるよう努めました。

また、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化や、地方分権の推進による基礎自治体のあるべき姿が模索される中、まち全体の「元気」を高め、新たな課題に的確に対応することが求められています。このため、後期基本計画では、新たに「6つの重点プロジェクト」を定め、今後4年間における基本構想に定める将来都市像の実現に向けた優先的な取り組みを行っていくことといたしました。

本市の個性を失わず、市民が元気で笑顔のあふれるまちづくりを基本に、本計画の推進に全力で取り組んでまいります。ぜひ、市民の皆様にもまちづくりの想いを共有いただき、ともに取り組んでいただくをお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会の各位、各町地域審議会、地区別ワークショップや市民アンケートなどで多くの貴重なご意見を賜りました皆様に心よりお礼申し上げます。

平成23年3月
下関市長 中尾 友昭



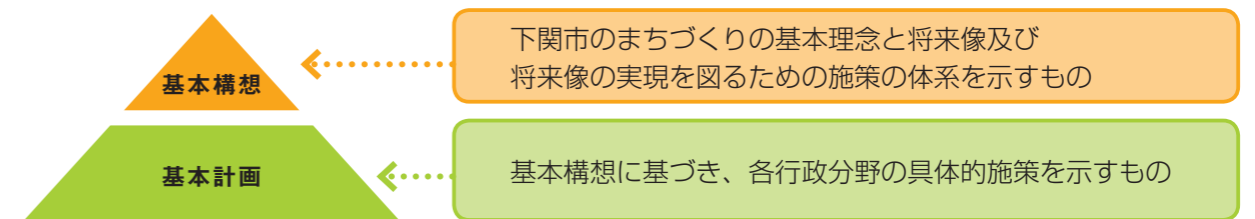
策定の趣旨

本市は、2007年（平成19年）1月に下関市総合計画¹を策定し、まちづくりの基本理念である「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を目指して様々な施策を展開してきました。

このたび、総合計画前期基本計画の取り組みを踏まえ、2011年度（平成23年度）から2014年度（平成26年度）までを対象に、本市の目指す都市像を実現していくため、計画期間内に推進する必要な施策を示す下関市総合計画後期基本計画を定めたものです。

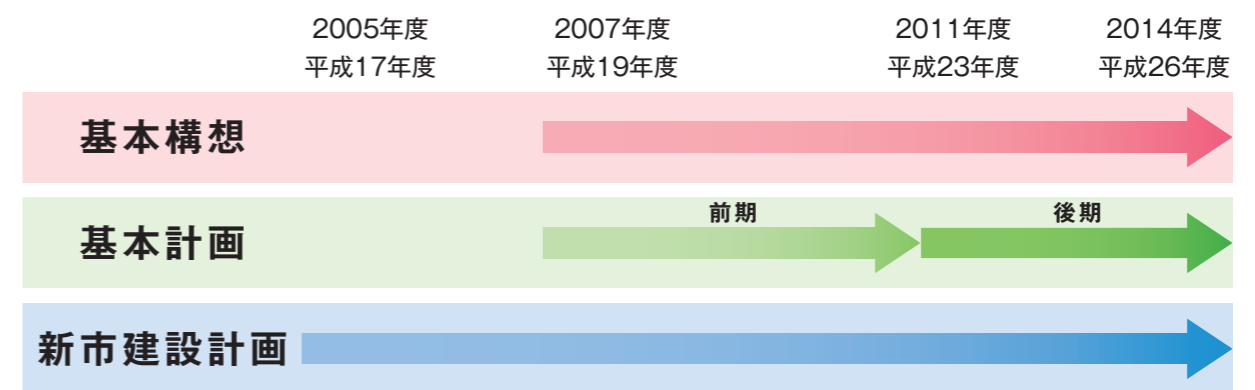
総合計画の体系

本計画は、基本構想と基本計画の2層で構成します。



計画の期間

基本構想は2007年度（平成19年度）から2014年度（平成26年度）までを構想期間とします。基本計画の計画期間は、前期が2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）までの4年間、後期が2011年度（平成23年度）から2014年度（平成26年度）までの4年間です。



計画策定の経緯

平成22年1月	第1回総合計画審議会 後期基本計画諮問（1/27） 市民アンケート調査（1/12～31） 市民意見募集（1/4～31）	9月	市議会中間報告（9/13）
2月	地区別ワークショップ（2/9～23）	10月	第5回総合計画審議会（10/12） パブリックコメントの実施（10/4～31）
3月	第2回総合計画審議会（3/23）	11月	第6回総合計画審議会 答申案取りまとめ（11/12） 総合計画審議会 市長答申（11/22） 後期基本計画市長決裁（11/30）
5月	第1回市民会議（5/29）	12月	市議会報告
6月	第2回市民会議（6/27）	平成23年3月	計画書印刷公表
7月	第3回総合計画審議会（7/12）		
8月	第4回総合計画審議会（8/27）		

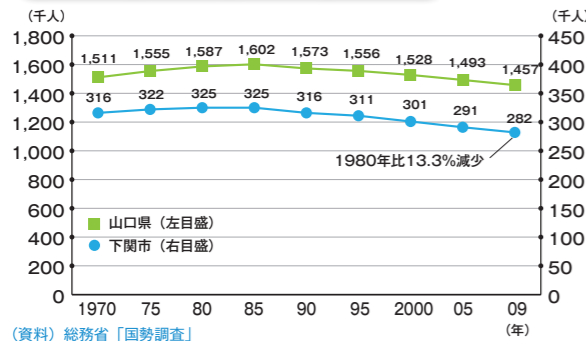
¹ 市の行政運営の最も基礎となる計画であり、まちの将来像とその実現のための施策体系、施策の方向、内容などを示すもの。

2. 計画策定の背景

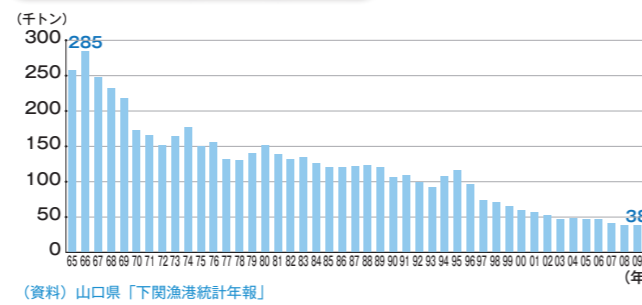
下関市の現況と取り巻く環境の変化

下関の人口は、1980年（昭和55年）をピークに減少に転じています。また、漁港水揚げ高などの各分野において、減少傾向を示していますが、工業出荷額は増加傾向であり、観光客数も年間6百万人を超すなど、新たな活性化の可能性も示しています。

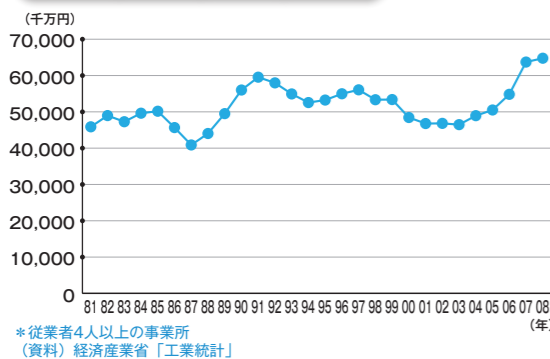
山口県及び下関市人口の推移



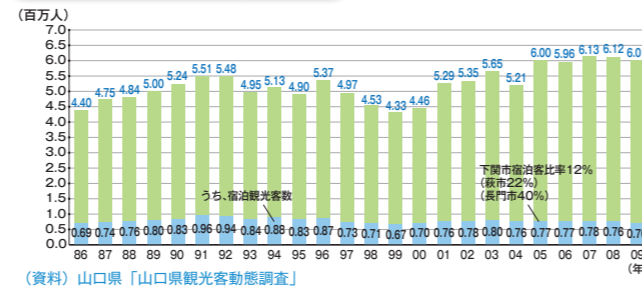
下関漁港水揚げ高の推移



下関市工業出荷額の推移



下関市観光客数の推移



地域を取り巻く環境の変化と新たな課題

- 本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化²の中で、日常生活の不安や課題を解消するため、地域で支え合うさまざまな対応が求められています。また、国や地方自治体は厳しい財政状況にあり、地域が主体的に地域の資産や特性を活用する実効性の高い活性化策が求められています。
- 世界経済の変動や、海外のさまざまな情勢の中で国内企業の経済戦略が刻々と影響を受ける状況にあり、地方都市での企業誘致や新産業振興策³には新たな方策が求められています。また、都市間競争の中で、本市のポテンシャル⁴を高める地場産業⁵の振興が求められています。
- 近年発生する集中豪雨など、異常気象の原因の一つである地球温暖化⁶が進行する中で、将来世代に対し本市が誇る豊かな自然と共生できる環境を引き継ぐため、責任ある取り組みが求められています。
- 平成17年に1市4町が合併し、合併後のまちづくり計画の期待に応えるため、各地域の諸課題の解決にスピーディーかつ、きめ細かな地域主体の対応が求められています。

新たな重点
プロジェクトの設定

3. 「元気な下関」実現のための6つの重点プロジェクト

重点プロジェクトは、新たな課題や多様な意見を基に、次の6つを設定しました。

1. 地域力⁷創造プロジェクト
2. 循環型経済⁸推進プロジェクト
3. 都市力創造プロジェクト
4. 子ども・子育て応援プロジェクト
5. 地球エコ推進プロジェクト
6. 健康づくり推進プロジェクト

また、各重点プロジェクトにおける重点事業は、基本計画期間内に推進する事業の中から、次の視点により抽出し、特に優先的・重点的な取り組みとして、位置付けるものです。

- ①地域で支え合う社会の構築に向け、緊急的かつ優先的な取り組みが必要である事業
- ②本市の特徴、個性を活かしたまちづくりに資する事業
- ③誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりに寄与する事業
- ④美しく住みよい環境の承継に寄与する事業

2 全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっていくこと。

3 新しい産業を生み出したり、成長させたりするための施策。

4 潜在能力。

5 ある特定の地域で、その地域固有の資源（農産物など）を活用しながら発展してきた産業。

6 二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。気温上昇により、海面の上昇、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境などへの影響が懸念される。

7 地域としての魅力や価値を向上させ、持続的な地域活動を推進する活力。

8 地産地消等を通じて、地域内でモノやお金が循環する経済の仕組み。

下関市総合計画後期基本計画

「元気な下関」実現のための6つの重点プロジェクト[概念図]

新たな課題

- 本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化
- 世界経済のグローバル化や都市間競争
- 地球温暖化など急激な環境変化
- 合併後の地域づくりへの期待と地域の選択

7つの将来像(7つの施策の柱)



多様な意見



地域性 ワークショップ



市民意見 市民会議



市民意識 市民アンケート



各プロジェクトの内容

1 地域力創造プロジェクト

市民が地域の発展に主体的に関わり、地域の活力が市全体の活力につながる地域力創造のための取り組みを重点的に進めます。

重点テーマ

- 市民活動支援の推進
- 地域内分権⁹の推進
- 定住自立圏構想¹⁰の推進

重点事業

- ◎ 市民活動促進基本計画¹¹の推進（7章2節）
市民が主体的に参画する公益活動を支援し、市民協働によるまちづくりを推進します。
- ◎ 市民活動組織の育成支援（7章2節）
ボランティア・NPO¹²等の育成及び活動を支援します。
- ◎ 広聴機能の充実（7章1節）
タウンミーティング¹³を積極的に開催し、市民の声を取り入れます。
- ◎ 地域内分権の推進（7章3節）
総合支所機能の強化に努め地域との密接な連携により、特色ある元気な地域づくりを推進します。
- ◎ 定住自立圏構想の推進（4章2節）
定住自立圏共生ビジョン¹⁴に位置づけられた各事業の一体的推進により各地域の特性を活かした均衡ある発展を目指します。
- ◎ 生活機能の確保（1章2節）
ニーズに対応した生活バス¹⁵の充実を図ります。



2 循環型経済推進プロジェクト

グローバル化¹⁶の進展を背景とした都市間競争が激化する中、自然、歴史、文化、地場産業¹⁷など、本市が持つ魅力を集約化・ネットワーク化し、産業振興や観光振興を通して経済の活性化を図ります。

重点テーマ

- 地産地消・地元発注¹⁸・地元調達の推進
- 下関ブランド¹⁹の推進
- 観光資源・基盤の整備
- 生産流通基盤の整備

重点事業

- ◎ 地産地消・地元発注・地元調達の推進（3章2節）
やっぱり地元・大好き！下関運動の推進、地元発注・地元調達を実施し、地域の活力を取り戻します。
- ◎ 「下関ブランド」の認定及びPR（3章1節、3章2節）
全国に通用する優良な地域産品を「下関ブランド」として認定・PRし、経済の活性化を図ります。
- ◎ 下関の強みを活かした産業振興（3章1節）
「フク」「ウニ」「クジラ」「アンコウ」「イカ」など、下関を代表する優れた産品を全国に周知します。
- ◎ 観光資源・基盤の整備（4章1節）
既存施設の機能向上や観光ルートの形成を行い、滞在型観光²⁰を推進します。
- ◎ 農産物の生産基盤・流通基盤整備（3章1節）
地域特性を生かした産地を育成します。
- ◎ 農林作物の生産性の向上（3章1節）
有害鳥獣²¹の被害防止の徹底と有効活用を検討します。
- ◎ 作り育てる漁業の推進（3章1節）
種苗²²放流、漁場の造成等、水産資源を増やすことにより漁業の活性化を図ります。



9 地域のことはできるだけ地域で考え、特色ある元気なまちづくりを進めるための仕組み。

10 地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく構想。下関市の市域をもって定住自立圏の形成を目指す本市は、平成21年2月16日、平成21年第1回定例会において、「下関市定住自立圏構想中心市宣言」を行った。

11 市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画。

12 Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

13 「市民起点」「地域内分権」の視点から、市長と市民が、地域の課題解決や将来のまちづくりについて直接、対話を行うこと。

14 定住自立圏構想に基づき推進する具体的な取り組みを記載したもの。本市では平成22年3月11日に策定した。

15 地域の住民の日常生活に必要な域内の移動手段として、本市が運行しているバス。現在、菊川、豊田、豊北地域で運行している。

16 人・情報・資金・資源・技術等が国境を越えて広がり、経済をはじめ、政治、文化等において世界的な結びつきが深まること。グローバル化ともいう。

17 ある特定の地域で、その地域固有の資源（農産物など）を活用しながら発展してきた産業。

18 公共事業の発注や物品調達等において、市内の業者で出来ることは市内の業者の発注に努める取り組み。

19 下関市の様々な産品のうち、全国に通用するような優良な地域産品として特別に認定されたもので、付加価値を付けてPRしていくことにより、下関市のイメージを高め、最終的には、交流人口の増加や地域の活性化につなげていくことを目的としている。

20 様々な観光地を巡る周遊型観光と異なり、滞在地で静養や体験型レジャー等を楽しんだり、滞在地を拠点としながら、周辺の観光を楽しんだりすること。

21 人や家畜、農作物等に被害を与える鳥獣（サル、シカ、イノシシ、カラスなど）。

22 栽培漁業における稚魚。

3 都市力創造プロジェクト

都市のシンボルや次世代を担う都市基盤を強化するとともに、都市部と農村部のネットワークを拡大し、まちづくりの核となる施設や都市環境の整備を行い、都市の魅力を高めるとともに市民の利便性の向上を図ります。

重点テーマ

- 中心市街地²³の活性化
- 都市基盤の整備
- 港湾施設の整備
- ウォーターフロントの整備
- 産業立地の基盤整備促進
- 地域防災力の強化
- 行政機能の充実



重点事業

- 下関駅にぎわいプロジェクトの推進（1章3節、3章2節）
開発ビル、集客施設²⁴・立体駐車場、駅前広場、下関港国際ターミナル、既存商店街等の整備による賑わいと回遊性の確保を図ります。
- 交通インフラ²⁵整備（1章1節、1章2節）
主要幹線道路等の整備を推進します。
関門シティ電車²⁶の利便性の向上や新幹線の新下関駅停車便の充実を図ります。
- 都市計画マスタープラン²⁷の推進（1章3節）
都市計画道路などの都市施設整備や川中土地区画整理事業²⁸などの市街地整備を推進します。
- 港湾物流拠点等の整備（1章6節）
新港地区長州出島・長府地区の整備を推進します。
国際複合一貫高速輸送²⁹ネットワークを構築します。
- 市民に親しまれる港づくり（1章6節）
あるかぼ〜と地区ほかの整備を推進します。
- 企業誘致活動等の推進（3章2節）
企業立地優遇制度の充実や企業団地、臨海地域への企業誘致活動を推進します。
- 消防・防災機能の強化（2章9節）
防災拠点³⁰として消防庁舎整備を行うほか、消防・救助・救急業務の高度化に努めます。
- 庁舎整備（7章3節）
市民サービス・窓口サービス機能及び防災拠点機能の充実のため、人と環境にやさしい安全・安心な庁舎の整備を推進します。
- 教育環境の整備・充実（教育センター）（6章2節）
教職員の育成及び資質能力向上を図るため教育センターの建設を推進します。

4 子ども・子育て応援プロジェクト

次世代を担う子どもたちが、健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる都市を目指し、子どもと子育てを応援する地域づくりを進めます。

重点テーマ

- 少子化対策の推進
- 家庭への子育て支援の充実
- 食育³¹の取り組み
- 救急医療等の充実
- 地域保健対策の充実
- 学校教育の充実

重点事業

- 次世代育成支援の推進（5章6節）
下関市次世代育成支援行動計画³²を推進します。
次世代育成支援拠点施設の整備を推進します。
- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和（5章6節、7章5節）
ワーク・ライフ・バランス³³の実現に向けた啓発活動を行います。
- 家庭への子育て支援（5章6節、5章7節）
保育サービスの充実を図ります。
乳幼児医療費助成³⁴制度やひとり親家庭等医療費助成制度の充実を図ります。
- 地域で支える子育て支援の推進（5章6節）
子育て支援施設の充実や放課後子ども教室の充実を図ります。
- 救急医療等の充実（5章1節）
休日等夜間急病診療所等救急医療の充実を図ります。
- 地域保健対策の推進（5章1節）
食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」を推進します。
乳幼児等の健康診査³⁵等の充実を図ります。
- 教育環境の整備・充実（6章2節）
教職員研修の充実を図ります。
学校安全の取り組みを推進します。
- 特色ある学校づくり（6章2節）
地域に開かれた学校づくりを推進します。



23 商業や交通をはじめとする都市機能が集積し、都市の中心としての役割を果たしている区域。

24 映画館やショッピングセンター等のように、多くの人を広い地域から集める施設。

25 道路や鉄道、港湾、空港など、交通に関するインフラ（社会基盤）。

26 下関市を含む山口県西部と北九州市の間を運行する電車。

27 都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。20年後を見通した都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方針を定めたもの。なお、マスタープランとは、「基本計画」のこと。

28 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整宅地の利用の増進を図る事業のこと。

29 国際輸送におけるコストの削減、手続きの簡素化、時間の短縮化などを図るため、特定の運送品を2種類以上の異なる手段により相次いで行う輸送のこと。

30 地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設（消防庁舎や病院、公民館、学校など）。

31 様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する力を育てること。

32 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て家庭の支援を地域全体で推進していくための計画。本市では「下関市次世代育成支援行動計画「For Kids」プラン2005」として平成17年3月に策定し、22年3月には、計画期間を22年度から26年度までとする新たな計画「For Kids」プラン2010」を策定した。

33 仕事と生活の調和。働き方の見直しなどにより、仕事と私生活を両立させ、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

34 健康保険制度に加入している義務教育就学前（小学校入学前）までの乳幼児を対象に、医療費のうち、医療保険適用の自己負担額を公費助成する制度。

35 職場などで健診を受ける機会のない人や、高齢者等の市民を対象に市が実施する、健康に関する検査。

5 地球エコ推進プロジェクト

地球温暖化³⁶の主因とされる温室効果ガス³⁷の一つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会を目指し、地球エコ対策を進めます。

重点テーマ

- 地球温暖化対策への取り組み
- 環境教育への取り組み
- モーダルシフト³⁸への取り組み

重点事業

- ◎ 地球温暖化対策実行計画の推進（2章1節）
下関市地球温暖化対策実行計画³⁹（区域施策編）の策定や進行管理を行います。
- ◎ ごみ処理体制の整備充実（2章7節）
老朽化した奥山工場（焼却施設）の更新を検討します。
- ◎ 緑のリサイクル推進（1章4節）
公園樹や街路樹の剪定した枝をチップ化し、公園等に再利用します。
- ◎ 森林の維持と活用（2章3節）
森林の持つ公益的な役割を発揮させ、良好な状態を維持します。
- ◎ 環境汚染防止、環境保全の意識向上（2章1節）
監視体制の強化と環境教育の拡充を図ります。
- ◎ 再生可能エネルギー⁴⁰利用促進（2章1節）
太陽光発電⁴¹、風力発電⁴²等のシステム導入を促進します。
- ◎ モーダルシフトの推進（1章6節）
鉄道貨物ターミナル構想を推進します。



6 健康づくり推進プロジェクト

誰もが、健康で安心して暮らせるよう、それぞれの年齢、健康状態、生活環境に応じた行政サービスの提供を行い、市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

重点テーマ

- 健康づくりの促進
- 地域医療体制の充実
- 地域福祉の推進
- 高齢者福祉サービスの充実
- 生涯現役社会⁴³づくりの推進
- スポーツ活動の推進

重点事業

- ◎ 地域保健、健康づくり対策の充実（5章1節、5章4節）
健康づくり計画「ふくふく健康21」を推進します。
認知症⁴⁴予防対策の充実を図ります。
- ◎ 総合的な保健活動拠点の整備（5章1節）
保健センター等拠点施設の整備を推進します。
- ◎ 病院、診療所の充実（5章1節）
市民の健康管理とがん診療の更なる充実を目的とする地域医療センター（仮称）の建設を推進します。
- ◎ 地域福祉活動の推進（5章3節）
下関市地域福祉計画⁴⁵に基づく地域福祉活動を推進します。
- ◎ 介護保険制度の充実（5章9節）
地域包括支援センター⁴⁶を中心とした総合的な介護予防⁴⁷システムを推進します。
- ◎ 高齢者の社会参加の促進（5章4節）
地域の老人クラブや介護予防活動に対する支援を図ります。
- ◎ スポーツ活動の推進（6章3節）
スポーツ振興基本計画⁴⁸の策定と健康増進のためのスポーツ活動を推進します。



36 二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。気温上昇により、海面の上昇、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境などへの影響が懸念される。

37 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。下関市地球温暖化対策実行計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質を温室効果ガスとして排出削減対象としている。

38 輸送手段の転換を図ること。具体的には、トラックや航空機による輸送を鉄道や船舶による輸送に代替することで環境の負荷を抑えることを指す。

39 本市が策定した地方公共団体実行計画のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。また、同法第20条の3第3項に基づき、都道府県並びに政令市、中核市及び特別市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

40 エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

41 太陽光のエネルギーによって電気が発生する太陽電池を用いて発電する方法。

42 風の力により風車を回転させ、そのエネルギーにより発電機を作動させることで電気を得る方法。

43 全ての人が、高齢期を迎えても、仕事やボランティアなど様々な分野でいきいきと活躍できる社会。

44 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの。

45 市民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備するために市が策定した計画。

46 高齢者を中心とする地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として創設された拠点。

47 介護が必要な状態（要介護状態）になることをできる限り防ぐ、もしくは遅らせること。また要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

48 スポーツ振興の指針となる計画。

4. 基本構想

1 まちづくりの基本理念

まちづくりを担うのは人であり、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共に造りあげていくことを、本市のまちづくりの理念として、次に定めます。

自然と歴史と人が織りなす交流都市

～自然と人、人と人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して～

「元気」

すべての人が健康で元気に暮らせるまちづくりを目指します。

「つながり」

自然と人、人と人の新たなふれあいが原動力となるまちづくりを目指します。

「共創」

(キョウソウ：共に創りあう)

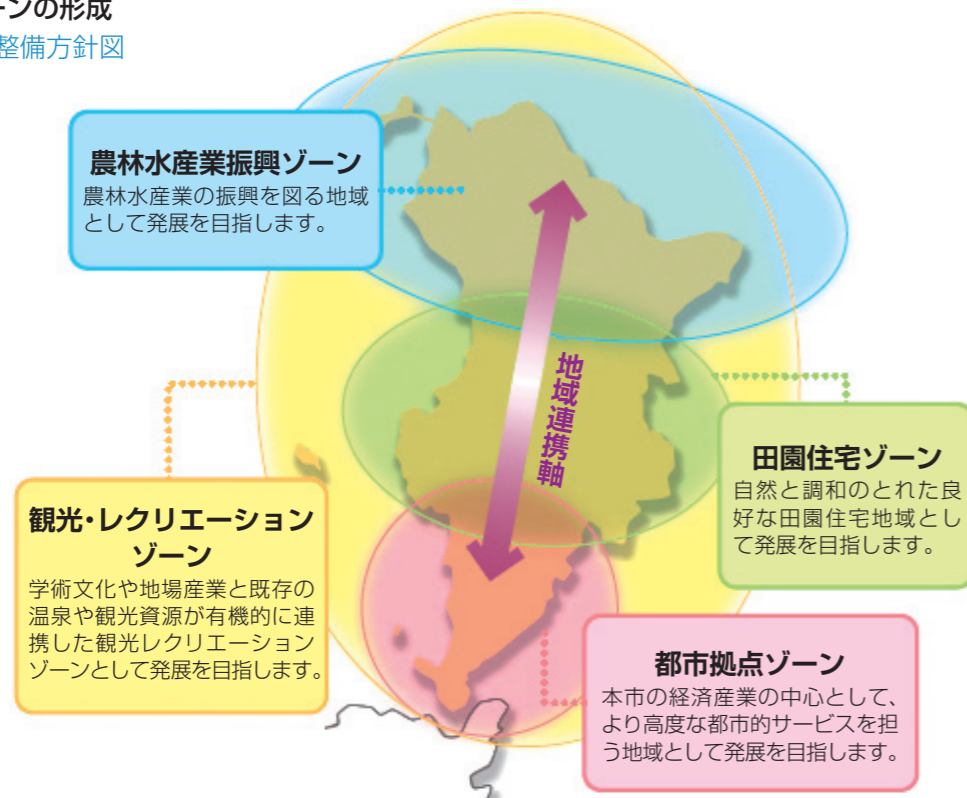
すべての人が地域相互の緊張感をエネルギーに、交流力と内発力が高まる共創のまちづくりを目指します。

2 地域別まちづくりの方向

地域の特性や既存施設の立地状況などを踏まえ、軸及びゾーンなどを設定し、本市における地域別整備の方向性を示します。

(1) ゾーンの形成

地域別整備方針図



(2) 軸の形成

地域連携軸

本市の連携機能を担う道路、鉄道などの交通網や情報ネットワークを地域連携軸として位置付け、その機能維持・強化を図ります。

3 施策体系

「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの将来像」、「地域別まちづくりの方向」に基づき、本市が取り組む施策体系を次の様に定めます。

章	節
1. 情報があふれ、活動しやすい 便利なまち（都市基盤）	(1) 道路の整備 (2) 公共交通の整備 (3) 市街地の整備 (4) 公園・緑地の整備 (5) 情報・通信の整備 (6) 港湾の整備
2. 人と自然にやさしく安全で安心して 暮らせるまち（自然環境・生活環境）	(1) 自然環境の保全 (2) 河川・海岸環境の整備 (3) 森林の維持と活用 (4) 上水道の整備 (5) 下水道の整備 (6) 住環境の整備 (7) 衛生環境の整備 (8) 地域・生活関連施設の整備 (9) 生活安全の推進
3. 将来に希望をもって意欲的に働ける 自立したまち（産業振興）	(1) 農林水産業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 就業支援策の強化 (4) 貿易の振興
4. 観光や交流から生まれる 多彩で魅力あるまち（観光振興）	(1) 観光・レクリエーションの振興 (2) 連携・交流の促進（市内、隣接地域、その他国内） (3) 国際交流の促進
5. 誰もが健康で、ふれあいを大切にした 温かみのあるまち（保健・医療・福祉）	(1) 保健・医療の充実 (2) 国民健康保険事業の充実 (3) 地域福祉の充実 (4) 高齢者福祉の充実 (5) 障害者福祉の充実 (6) 児童福祉の充実 (7) 母子・父子福祉の充実 (8) 低所得者福祉の充実 (9) 介護保険事業の充実
6. 地域の特色を活かしたまなびのまち （教育・文化）	(1) 生涯学習の推進 (2) 学校教育の充実 (3) 文化・スポーツの振興 (4) 国際化への対応
7. 市民も企業も行政もみんなで担える 元気なまち（協働のまちづくり）	(1) 開かれた行政への取組 (2) 市民活動支援の推進 (3) 行政機能の充実及び行財政運営の効率化 (4) 人権教育・啓発活動の充実 (5) 男女共同参画の推進